

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



A Closer Look

非保険会社にとっての IFRS 第 17 号

目次

イントロダクション

保険リスクの定義

IFRS 第 17 号における保険契約の特徴

保険リスクと保険事故

保険リスクの移転の評価

IFRS 第 17 号に基づく保険契約の評価

IFRS 第 17 号の適用範囲

イントロダクション

IFRS 第 17 号「保険契約」は、発行者に関係なく保険契約に適用される会計基準である。すなわち、IFRS 第 17 号は保険会社または再保険会社にのみ適用されるわけではない。これは、非保険会社によって締結された一部の契約が IFRS 第 17 号の範囲に含まれる場合があり、したがって IFRS 第 17 号の要求事項を使用して会計処理する必要があることを意味する。

ある契約が保険契約であるかどうかの評価は非常に複雑になる可能性がある。それは、特に、当該契約が IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約であるかどうかを判断するための原則は、評価を行う企業にとってはなじみがない可能性があるためである。専門アドバイザーからのアドバイスが要求される場合がある。保険契約の定義を満たす一部の契約について、他の IFRS 会計基準（例えば、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）を適用して会計処理することを要求するまたは認めるさまざまな例外および免除が含まれている IFRS 第 17 号の適用範囲に、企業は注意する必要がある。

本ニュースレターでは、非保険会社が発行する契約が IFRS 第 17 号の範囲に含まれるかどうかを評価する際に検討しなければならない、IFRS 第 17 号のこれらの側面についてのガイダンスを提供している。本ニュースレターでは、契約が IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約であるかどうかをどのように判断するかのみを扱っている。企業がそのような契約を識別する場合、IFRS 第 17 号を適用してそれをどのように会計処理するかを決定する必要があるが、このトピックはこのガイドにはあまりにも範囲が広すぎる。

契約が保険契約であるかどうかを評価する際、IFRS 第 17 号は、契約の法的形態ではなく、契約の経済的実質に焦点を当てている。一部の契約は、保険契約として法的に記述および規制されているが、重大な保険リスクを移転しないため、本基準の範囲外である。一方、保険契約の法的形態を有しないが、重大な保険リスクを移転する契約は、保険契約の定義を満たし、IFRS 第 17 号の要求事項の対象となる場合がある。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

保険契約とは、一方の当事者（発行者）が他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約として定義される。本ニュースレターでは、この定義に関連する主要な概念、およびこれらの概念をどのように実務に適用する方法について説明する。

次の図は、保険契約の定義が、従来は保険契約とは考えられていなかった可能性のある幅広い契約を捉えていることを示している。



保険リスクの定義

簡単に言えば、契約が IFRS 第 17 号の範囲に含まれるためには、現在価値ベースで保険契約者から発行者への重大な保険リスクの移転が必要である。これは、IFRS 第 17 号が保険契約を、一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約と定義しているためである。

したがって、評価の鍵は、保険リスク、より具体的には重大な保険リスクが何を意味するのかを理解することである。保険者が重大な保険リスクを引き受けない限り、契約は保険契約ではない。IFRS 第 17 号には、保険リスクの直接的な定義は含まれておらず、保険リスクが「重大な保険リスク」と考えられる時期を決定するための定量的な閾値も含まれていない。

IFRS 第 17 号は、保険リスクを、契約の保有者（保険契約者）から発行者に移転された金融リスク以外のリスクと定義している。したがって、良い出発点は、契約によって移転されるリスクを理解し、IFRS 第 17 号の定義と例を使用して、それらのリスクが「金融リスク」であるかどうかを理解することである。

IFRS 第 17 号は、金融リスクを、所定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格またはレートの指数、信用格付けまたは信用指数、またはその他の変数の 1 つまたは複数について生じ得る将来の変動リスクとして明確に定義している。この金融リスクの定義には、金融変数と非金融変数の両方が含まれていることが分かるが、後者は、契約の当事者に固有でない場合にのみ金融リスクに含まれる。契約の当事者に固有ではない非金融変数による金融リスクの例には、特定の地域の地震損害の指標または特定の都市の気温の指標へのエクスポージャーが含まれる。対照的に、地震または高温により企業が所有する特定の不動産に影響を及ぼすリスクは、契約当事者に固有の非金融変数の将来の変化の可能性のリスクであり、保険リスクになる。

したがって、金融リスクの定義では、その当事者の資産に損額を与えるまたは破壊する火災の発生のような、契約の当事者に固有の非金融変数は除外される。また、非金融資産の公正価値の変動リスクは、その公正価値が当該資産の市場価格の変動（金融変数）だけでなく、契約当事者が保有する特定の非金融資産の状況（非金融変数）も反映している場合には、金融リスクではない。例えば、特定の自動車の残存価値の保証により、保証者が当該自動車の物理的状態の変化のリスクに晒される場合、当該リスクは保険リスクであり、金融リスクではない。

保険契約の定義に基づいて、契約が金融リスクのみを移転する場合（すなわち、契約の結果、保険リスクの移転がまったくない、または僅少である場合）、それは保険契約ではない。

契約に重大な保険リスクが含まれているかどうかを識別することは、評価の重要なステップである。移転された保険リスクが重大であるかどうかの評価については、本ニュースレターの後半で説明する（[重大な保険リスクの移転の評価](#)）。」最初に、定義における他の重要な概念を検討する。

IFRS 第 17 号における保険契約の特徴

上記で説明したように、保険契約は、一方の当事者（保険者）が他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約として定義される。

この定義には、重要な側面がある。すなわち、

- 所定の不確実な将来事象に対する要求事項
- 保険リスクの意味（上記で議論）
- 保険リスクが重大か
- 保険事故が保険契約者に不利な影響を与えるかどうか

保険契約なるためには、**保険契約者に不利な影響を与え、発生した場合に発行者に損失を生じさせる可能性がある不確実な将来の保険事故**を識別している**契約**でなければならない。当該契約は、条件として、保険事故の発生により顧客が損失を被った場合にのみ支払いが行われるものでなければならない。

契約の存在

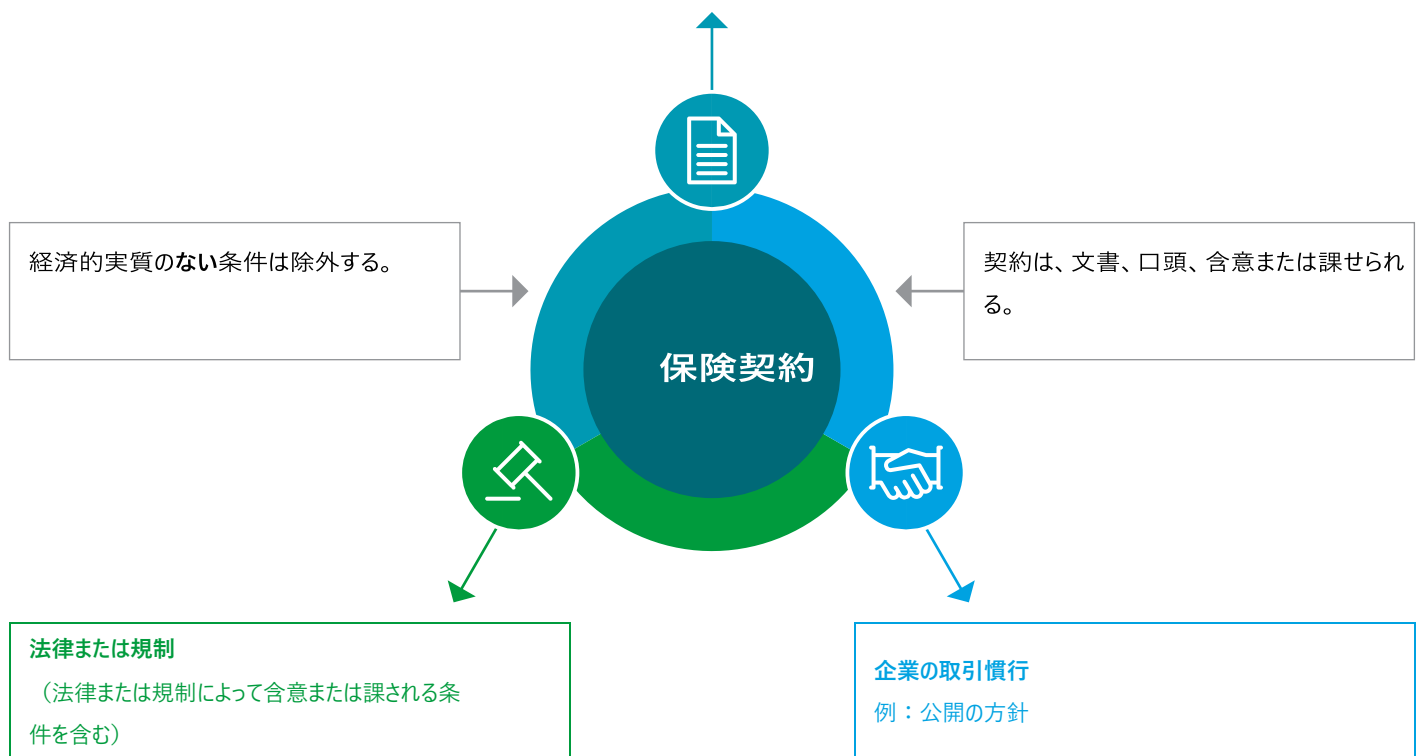
保険契約が存在するためには、契約上の取決めが存在しなければならない。IFRS 第 17 号を適用する契約上の取決めの存在は、例えば IFRS 第 15 号などの他の基準と同じ概念に依存しており、以下が含まれる。

- 契約は、法律の問題として強制可能な実質的な権利および義務を生じさせる複数の当事者間の合意である。
- 契約は、文書または口頭による場合もあれば、企業の取引慣行により合意される場合もある。
- 契約において合意された条件には、法律または規制によって課される条件が含まれる。
- 明示的であれ合意であれ、契約の中のすべての条件を考慮しなければならない。ただし、経済的実質のない（すなわち、契約の経済実態に対して判別可能な影響がない）条件をむしりなければならない。
- 契約の設定に関する実務とプロセスは、企業間、国巻、業種間、および企業内で異なる。（例えば、顧客のクラスや約束した財またはサービスの性質に左右される場合がある）。

保険契約の権利と義務の源泉

契約

- 契約は複数の当事者間で行わなければならない
- 自家保険契約は保険契約ではない
- 同一グループのメンバー間の契約は、連結財務諸表においては保険契約ではない。しかし、個別財務諸表においては、保険契約である。



保険契約には必ず少なくとも 2 名の当事者が関与する。これは、自家保険へのエクスポージャーを検討する際に重要である。企業は、労働者災害補償などの特定のリスクを自己保険する場合がある。自家保険は、企業に固有の不確実な将来の事象の不利な影響の支払いに使用する資源を確保することにより、保険でカバーし得たであろうリスクを企業が保持する場合に発生する。IFRS 第 17 号では、自己保険は、他の当事者との合意がないため、保険契約を生じさせない。同様に、グループ内企業（親会社、子会社または兄弟会社など）に対する保険契約の発行は、発行者と保有者の両方を含む連結財務諸表において IFRS 第 17 号に基づいて会計処理されない。しかし、IFRS 第 17 号は、保険契約を発行した企業の単体または個別財務諸表に適用される。グループ内保険契約の発行者による IFRS 第 17 号の適用は、発行者の単体または個別財務諸表に大きな影響を与える可能性があり、配当の支払いまたは第三者への金融保証契約における保証者としての役割を果たす能力に影響を与える可能性がある。

保険リスクと保険事故

保険契約では、所定の不確実な事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合、契約の発行者は別の当事者である保険契約者に補償することに同意する。この所定の不確実な事象は、保険事故と呼ばれる。

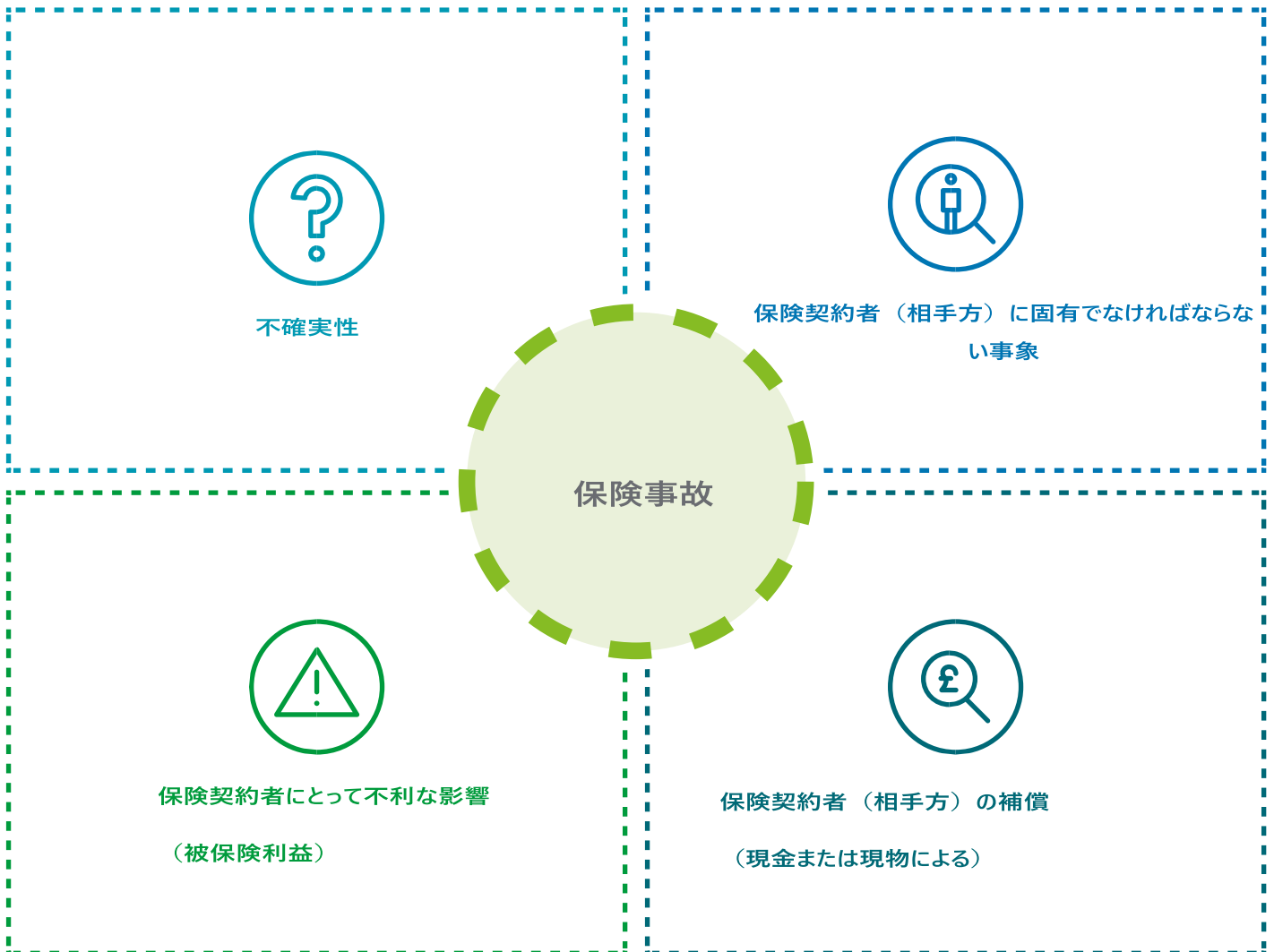
保険契約者に不利な影響とは、保険契約者が保険事故の発生の結果として損害が生じることを意味する。これは、相手方が不利な影響を受けるか否かにかかわらず、事象の発生時に相手方に支払う契約は保険契約ではないため、重要な要求事項である。例えば、所定の不確実な将来の事象が発生した場合に支払いが要求されるギャンブル契約は、所有者への支払いが所有者が当該事象によって不利な影響を受けたかどうかを条件としないため当該、保険契約ではない。

保険契約の定義では、不確実な事象が保険契約者に固有のものであることも要求される。不確実な事象が保険契約者に固有でない場合、契約は保険契約ではない。たとえば、契約保有者が事象によって不利な影響を受けるかどうかに関係なく、気候事象が発生した場合に所有者に支払の権利を与える気象デリバティブ契約は、不確実な事象が保有者に固有のものではないため、保険契約ではない。

保険契約者への補償は、現金または現物で行うことができる。現物支給とは、例えば、保険契約者に損害額を現金で補償する代わりに盗難にあった品物を交換する場合や、契約が発行された時点で不確実である医療について、保険契約の対象となる医療サービスを提供するために自社の病院や医療スタッフを使用する場合等、現金ではなく財またはサービスの形で保険者が支払うことである。

保険リスクは、契約の発行前に存在していた保険契約者にとってのリスクでなければならない。すなわち、保険契約者は保険契約を締結する前にリスクにさらされていなければならない。契約によって創出されるリスクは、既存のリスクではないため、保険リスクではない。たとえば、保険契約は、保険会社が分配費用をカバーするのに十分な利益を得る前に保険契約者が契約を解約した場合、保険会社に重大な損失をもたらす可能性がある。この「費用リスク」による損失のリスクは契約によって創出され、保険者に移転された保険契約者の既存のリスクではない。これは、不確実性が保険契約者の行動によって生じ、保険会社に損失をもたらす可能性がある場合でも当てはまる。一方、そのような「費用リスク」にさらされている企業は、それを別の保険者に移転することができ、その 2 番目の契約では、移転されるリスクは既存のリスクになる。

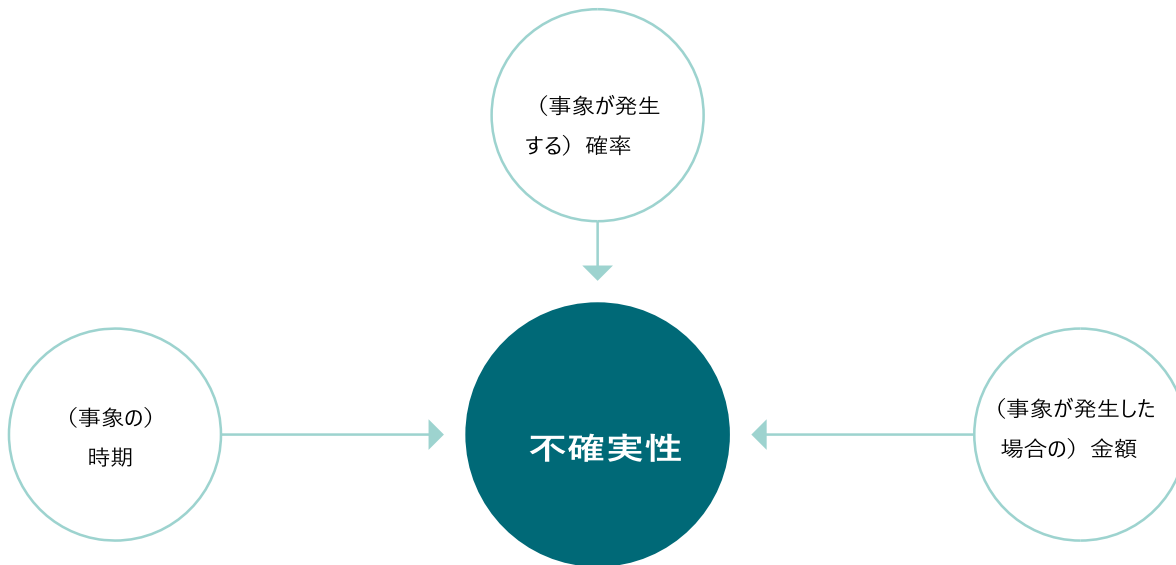
保険事故



不確実性と保険リスク

不確実性は、保険契約の本質である。次のうち少なくとも 1 つは、開始時点には不確実である。

- 保険事故が発生するかどうか
- 保険事故がいつ発生するのか
- 保険事故が発生した場合に保険者がいくら支払う必要があるのか



重大な保険リスクの移転の評価

保険リスクの意味については、上記で解説した。しかし、保険契約であるためには、IFRS 第 17 号は、保険リスクの移転が重大であることを要求している。一部の契約は保険契約の定義を満たしているように見えるかもしれないが、移転される保険リスクは重大ではないために、IFRS 第 17 号の目的では保険契約とは考えられないため、契約が重大な保険リスクを移転するかどうかの評価は重要である。IFRS 第 17 号には、何が重大な保険リスクを構成するかについての定量的なガイダンスがないため、これは企業による重大な判断が要求される可能性のある分野である。

保険リスクが重大であるのは、少なくとも 1 つのシナリオにおいて、保険事故が重大な追加的金額の支払を発行者に生じさせる場合であり、かつその場合のみである。

IFRS 第 17 号は、企業が経済的実質を有するシナリオのみが検討できることを義務付けている。IFRS 第 17 号は、経済的実質のないシナリオは、取引の経済実態に対して識別可能な影響がないシナリオであると説明している。保険事故が、経済的実質を有するシナリオにおいて、重大な追加的な給付が支払われる可能性があることを意味する場合、契約は重大な保険リスクを移転すると考えられる。これは、保険事故の可能性が極めて低い場合、または条件付キャッシュフローの期待（すなわち、確率加重）現在価値が、残りのすべての契約キャッシュフローの期待現在価値の小さな部分しか占めていない場合でも、同じである。

さらに、契約が重大な保険リスクを移転するのは、経済的実質を有するシナリオの中に、発行者が現在価値ベースでの損失の可能性を有するもの（すなわち、アウトフローの現在価値がインフローの現在価値よりも大きい）がある場合にのみである。追加的支払額は、同じ日に保険事故が発生しなかった場合に支払われるであろう金額を超過する金額であり、保険金請求処理および評価コストが含まれる。このアウトフロー・テストに対する現在価値の使用は、支払いが相互排他的である場合に要求される（例えば、保険事故は保険契約者の死亡であるが、他のシナリオには、保険契約者が特定の日を超えて生存したときに行われる支払いが含まれる。）。

IFRS 第 17 号は、以下の金額をアウトフロー・テストから除外することを要求している。

- 将来のサービスについて契約者に請求する能力を失うこと（これは契約に関連しない損失である）
- 失効時または解約時に課手数料を死亡時に免除すること（これは、既存のリスクではなく、契約によって生じたリスクによる損失である）

- 再保険による回収の可能性（再保険による回収は、区分して会計処理する）

企業は、保険リスクの重大性を契約ごとに評価しなければならない。その結果、たとえ契約ポートフォリオまたは契約グループについて重大な損失が発生する可能性がわずかであっても、保険リスクが重大となる可能性がある。

保険契約がカバーする損失には、契約開始前に発生した事象から生じた損失であっても、契約期間中に損失が顕在化したもの、および契約期間中に発生した損失（契約期間終了後に損失が顕在化するものであっても）が含まれる。保険契約の中には、すでに発生しているが財務的影響が依然として不確実である事象をカバーするものもある。その例は、すでに発生した事象に対する保険金請求の最終的なコストの顕在化である。

重大な保険リスクの移転の設例—履行保証契約

事実や状況によっては、履行保証契約は保険契約である可能性がある。

以下の会計上の分析では、履行保証契約の発行者である銀行 B に関連する設例を検討する。この設例では、銀行 B が履行保証契約を、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号「金融商品」のいずれを適用して会計処理しなければならないかについて解説する。

事実パターン：

- 売手 S は、指定された将来の日に財／サービスを引渡す販売契約を顧客 C と締結する。
- 売手 S は、売手 S が販売契約に基づく契約上の義務を履行しなかった場合、銀行 B が顧客 C に定額を支払う契約を銀行 B と締結する。
- 売手 S が予定の引渡し時期を満たさない場合、顧客 C は売手 S の販売契約に基づいてペナルティとして定額を受け取る権利を有する。
- 顧客 C は、売手 S が期日までに顧客 C にペナルティを支払わなかった場合（すなわち、負債性金融商品が支払われない場合のみ）にのみ、履行保証契約に基づいて銀行 B から定額を受け取ることを請求できる。
- 銀行 B は、顧客 C からの請求がある場合（すなわち、銀行 B が顧客 C に補償する（compensate）場合に、売手 S が銀行 B を補償する（indemnify）という補償契約がある場合）、売手 S から定額を請求する権利がある。

適用：

銀行 B は、発行した履行保証契約を、IFRS 第 17 号を適用する保険契約または IFRS 第 9 号を適用する金融保証契約（FGC）として会計処理する。これは、次の理由による。

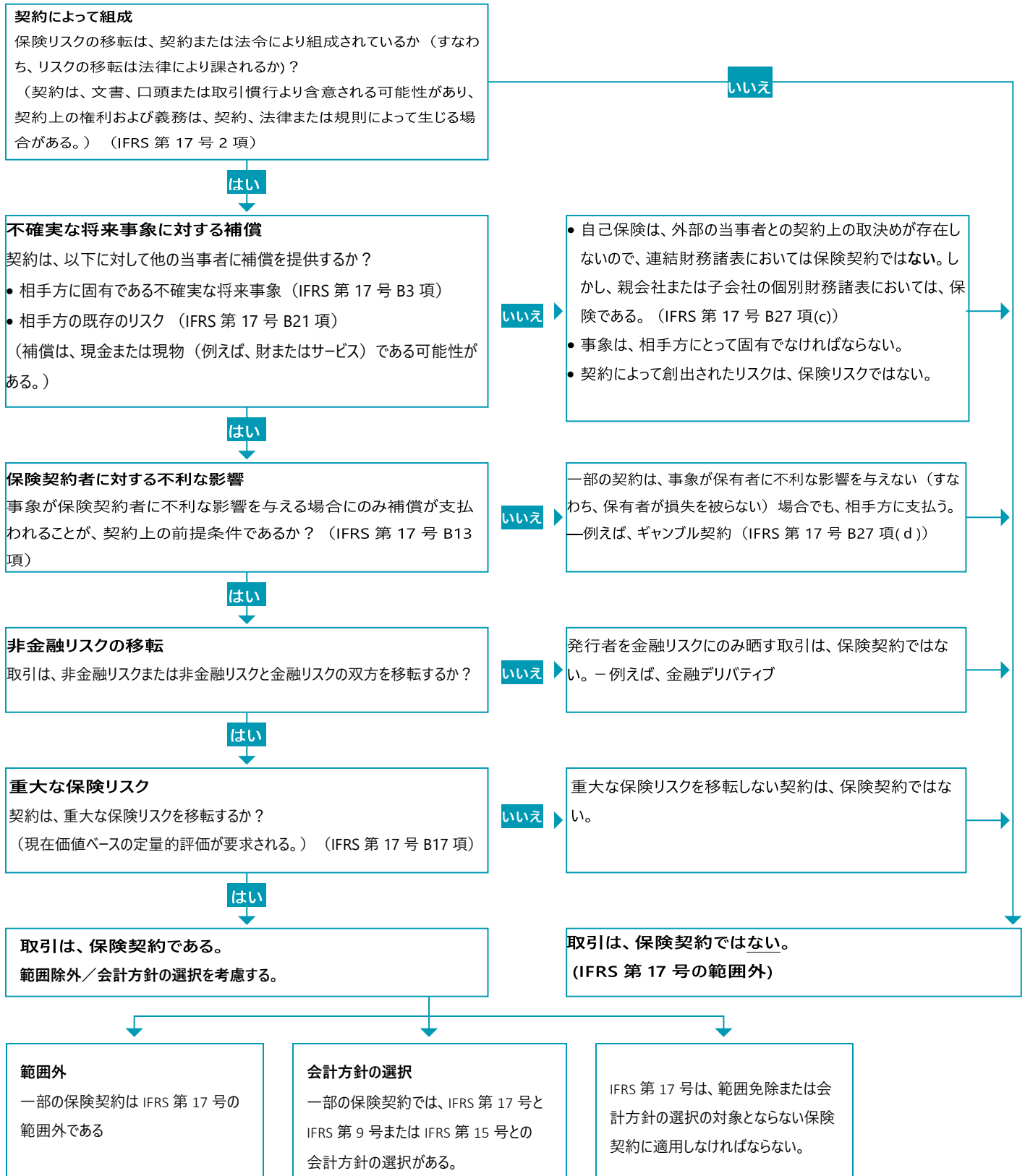
- 銀行 B は、特定の債務者（売手 S）が期日の到来時に支払い行わないことにより発生した損失（すなわち、ペナルティ金額の未受領）を顧客 C に補填ことに同意するため、契約は FGC の定義を満たしている。
- 銀行 B には重大な保険リスクがある
- 売り手 S から金額を回収する銀行 B の権利は、IFRS 第 9 号の FGC 定義を満たす履行保証契約に影響を与えない。実際、FGC の引受者は、保証の発行によって被った正味損失を最小限に抑えるために債務不履行となった当事者に金額を請求する権利を有するのが一般的である。

IFRS 第 17 号または IFRS 第 9 号を適用する銀行 B の選択は、契約ごとに行うことができるが、各契約についての選択は取り消すことができない。

IFRS 第 17 号に基づく保険契約の評価

契約が IFRS 第 17 号に基づく保険契約の定義を満たしているかどうかの評価、および結果として生じる会計処理は、契約の条件に応じて非常に複雑になる可能性がある。したがって、企業は財務報告アドバイザーに相談することを検討する必要があるかもしれない。以下のフローチャートは、評価のステップを要約したものである。

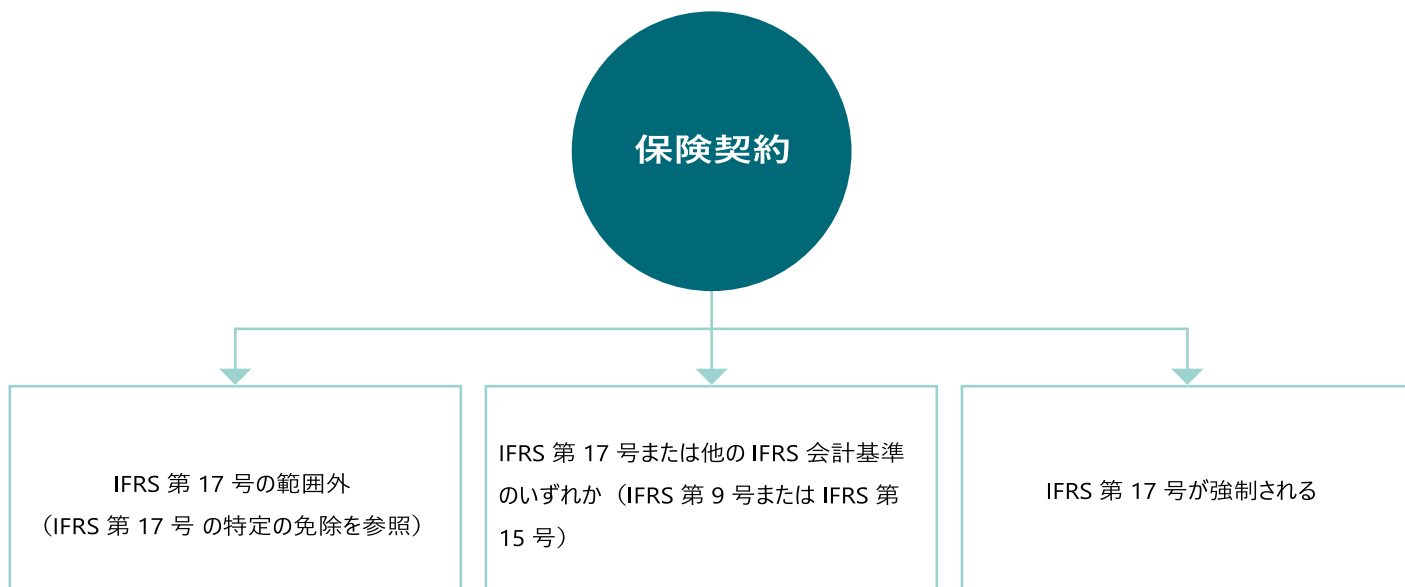
保険契約のフローチャート



IFRS 第 17 号の適用範囲

企業は、保険契約を発行していると判断した後、IFRS 第 17 号に基づいてこれらの契約を会計処理することは要求されるかどうかを検討する必要があります。保険契約の定義を満たす契約は、自動的に IFRS 第 17 号に基づいて会計処理されません。実際、IFRS 第 17 号には、さまざまな範囲除外が含まれている、または企業は他の IFRS 会計基準を適用して契約を会計処理することを選択することが認められる。

保険契約の範囲



定額報酬でのサービス契約

非保険会社が発行する可能性のある保険契約の一例は、定額報酬でのサービス契約である。定額報酬でのサービス契約の主な目的は、保険事故が発生したときに顧客に現金を支払うのではなく、定額報酬でサービスを提供することである。厳格な規準を条件に、企業は、そのような契約に IFRS 第 17 号または IFRS 第 15 号のいずれかを適用して会計処理することを選択できる。契約条件と定額報酬でのサービス契約の価格設定を慎重に分析することは、（会計上の選択肢が使用できるように）すべての規準が満たされているかどうかを判定するために重要である。いずれかの規準が満たされない場合、企業は IFRS 第 17 号を適用して契約を会計処理しなければならない。



リスク評価

企業は、個々の顧客に関連したリスクの評価を当該顧客との契約の価格の設定（引き受けないこと）に反映しない。



サービス補償

契約は、顧客に現金を支払うのではなく、サービスを提供することにより顧客に補償する。

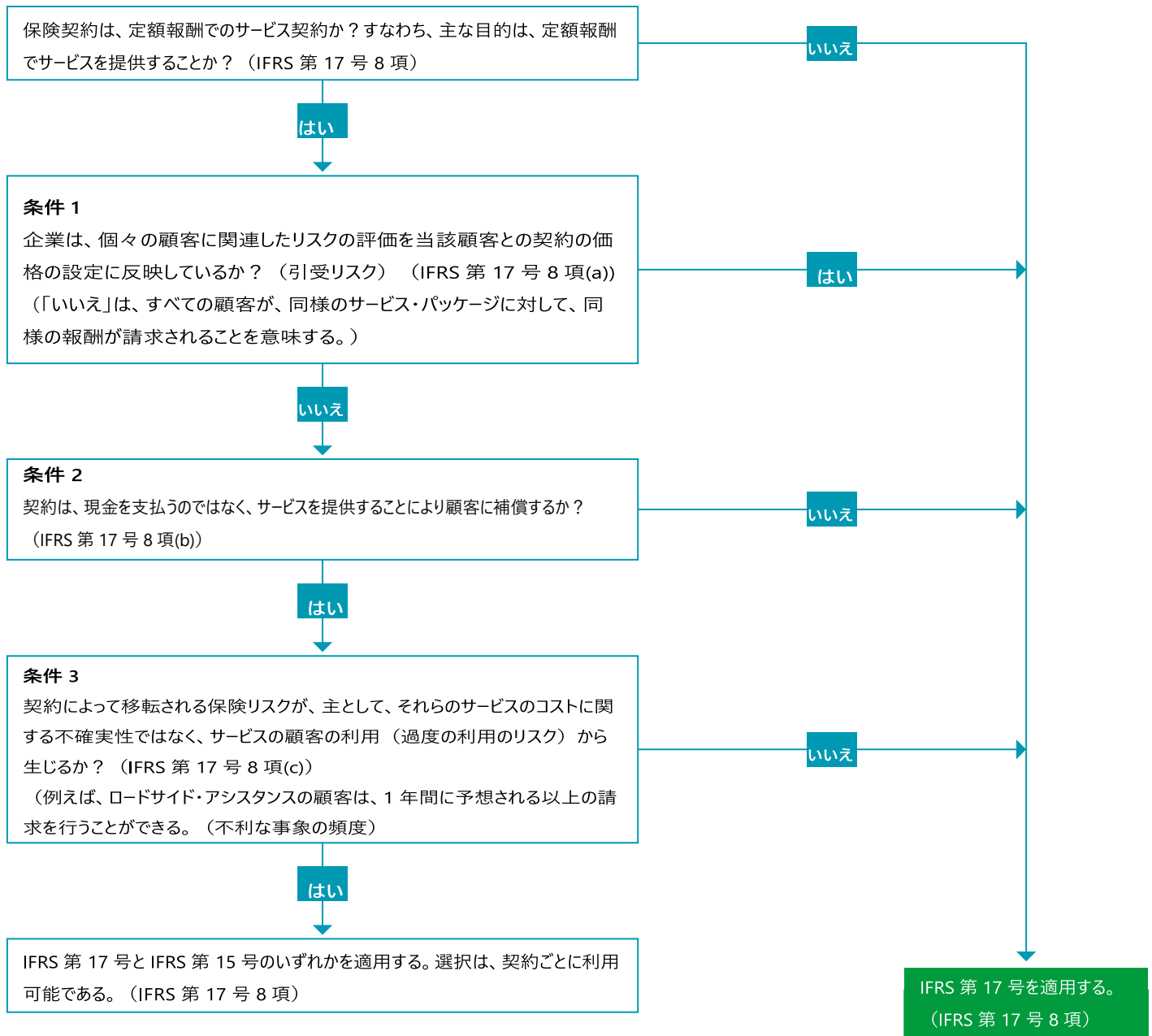


サービス利用によるリスク（過度の利用のリスク）

契約によって移転される保険リスクが、主として、それらのサービスのコストに関する不確実性ではなく、サービスの顧客の利用から生じる。

基準の適用は、次のように説明できる。

定額報酬でのサービス契約のフローチャート (IFRS 第 17 号 8 項)



保険契約の定義を満たす定額報酬でのサービス契約の例

非保険会社によって発行される定額報酬でのサービス契約は非保険会社にとって重大である可能性があるため、以下では、評価が必要であるいくつかの典型的なタイプの取決めについてのより詳細な議論が含まれている。

契約の種類	コメント
<p>保守契約 – 機器</p> <p>サービス・プロバイダーは、年間保守契約に基づいて、誤動作後に特定の機器を修理することに同意する。定額のサービス報酬は、サービス・プロバイダーが保守する機器の母集団全体で予想される誤動作の数に基づいているが、特定の機器が故障するかどうかは不確実である。機器の誤動作は所有者に（例えば、生産の中断を通じて）悪影響を与え、契約は機器の修理（現金ではなくサービスの提供）によって所有者に補償する。</p>	<p>定額報酬での年間契約は、機器が故障する既存のリスクを顧客が有しており、機器が故障した場合にのみ保守サービスを通じて補償されるため、保険契約の定義を満たす。</p> <p>固定料金の価格設定は、サービス・プロバイダーが保守する機器の母集団全体で予想される誤動作に基づいているため、資産の状態を考慮していない。顧客の権利はサービスのみであり、不確実性はコストではなく故障の数にわたっている（過度の利用のリスク）。したがって、当該契約は IFRS 第 15 号と IFRS 第 17 号のいずれかを適用して会計処理できる。</p> <p>しかし、例えば、契約の価格設定が資産の状態を考慮に入れている場合（引受）、当該契約は IFRS 第 17 号を適用して会計処理することが要求される。</p>
<p>車の故障サービス</p> <p>車の故障サービスの契約の下で、プロバイダーは、定額の年間報酬で、ロードサイド・アシスタンスを提供するかまたは近くのカレージに車をけん引することに同意する。</p> <p>定額の年間の報酬は、プロバイダーがアシストする車の母集団全体で予想される故障数に基づいているが、特定の車が故障するかどうかは不確実である。車の故障は所有者に悪影響を与え、ロードサイド・アシスタンスが車を修理することに成功しなかった場合、当該契約は車を近くのカレージに運ぶことによって所有者に補償する（現金ではなくサービスの提供）。</p>	<p>定額報酬での契約は、車が故障するという既存のリスクを顧客が有しており、車の故障に遭った場合にのみロードサイド・アシスタンス・サービスを通じて補償されるため、保険契約の定義を満たしている。</p> <p>定額報酬の価格設定は、故障後にサービス・プロバイダーがアシストする自動車の母集団全体で予想される故障に基づいているため、車の状態を考慮していない。顧客の権利はロードサイド・アシスタンス・サービスのみであり、不確実性はコストではなく故障の数にわたっている（過度の利用のリスク）。したがって、当該契約は IFRS 第 15 号と IFRS 第 17 号のいずれかを適用して会計処理することができる。</p> <p>しかし、例えば、価格設定が顧客の年齢、性別または運転履歴を考慮に入れ、異なるカテゴリーの顧客が同様のサービスに対して異なる料金を請求される場合、契約は IFRS 第 17 号を適用して会計処理することが要求される。</p>
<p>医療保険</p> <p>医療施設は、定額の年間費用で、顧客への年間に無制限の相談、または年間に無制限の救急車搬送サービスを提供している。</p> <p>例えば、医師の医療行為は、医師との無制限の相談について患者に CU200 の定額の年間費用で提供する。各相談は平均 15 分であり、仮に有料の場合には個別に CU40 の費用がかかる。医療行為は、保険を販売するのではなく、主に医療サービスを提供するものとみなされる。</p> <p>定額の年間費用は、施設が支援する個人の母集団全体で予想される医療相談（または救急車の搬送）の数に基づいているが、特定の個人が相談するかどうか、または何回相談が予約されるかは不確実である。医療相談または救急車の搬送の要請は、顧客に悪影響を与える病気に関連し、当該契約は、予後を判断するための医療相談を提供するか、または救急車で顧客に関連する病院に搬送することによって補償する（現金ではなくサービスの提供）。</p>	<p>定額報酬での年間契約は、顧客が病気になる既存のリスクがあり、医学的問題（損害）が発生した場合にのみ医師によるサービスによって補償されるため、保険契約の定義を満たしている。</p> <p>ただし、定額での年間報酬はすべての顧客で同じであり、顧客ごとのリスク評価を反映したものではない。顧客の権利はサービスのみであり、不確実性はコストではなく訪問数にわたっている（過度の利用のリスク）。したがって、契約は IFRS 第 15 号と IFRS 第 17 号のいずれかを適用して会計処理することができる。</p> <p>しかし、例えば、定額の年間報酬が顧客の病歴または年齢に基づく場合（すなわち、価格設定がリスクの評価を反映する場合）、当該契約は IFRS 第 17 号を適用して会計処理することが要求される。</p>

非保険会社によって発行される可能性のある IFRS 第 17 号の要求事項の対象となる他の保険契約の例

定額報酬でのサービス契約（[定額報酬でのサービス契約](#)）に加えて、重大な保険リスクを移転する可能性のある非保険会社によって発行されるいくつかの契約がある。これらの契約は、IFRS 第 17 号の範囲の例外、または IFRS 第 17 号と他の IFRS 会計基準との間の会計方針の選択のいずれにも適格ではない可能性がある。IFRS 第 17 号に基づく契約の会計処理は複雑であり、保険数理アドバイザーの利用などの専門家のインプットが要求される可能性があるため、企業は IFRS 第 17 号の要求事項の対象となるかどうかを判断するために、契約の条件を分析して必要がある。以下は、保険契約の定義を満たす可能性のある契約の例である。

契約の種類	例およびコメント
保証金保証、身元保証、履行保証および入札補償、すなわち、他の当事者が契約上の義務を履行できなかった場合に保有者補償を提供する契約	事実と状況に応じて、履行保証は IFRS 第 17 号の範囲に含まれる場合と含まれない場合がある（ 重大な保険リスクの移転の評価 ）
旅行保険	旅行前または旅行中に生じた損害を現金または現物での補償を提供する旅行保険契約
盗難または損害に対する保険	企業が財の盗難または損害について他の当事者に補償する契約
製造物責任、職業専門家賠償責任、民事賠償責任または訴訟費用に対する保険	弁護士費用保険（legal insurance）、職業専門家賠償責任
所定の事象が債券の発行者に不利な影響を与えた場合に、元本、利息またはその両方の支払を減額することを規定するカタストロフィーさい（所定の事象が重大な保険リスクを創出しないう場合、例えば、当該事象が金利または外国為替レートの変動である場合を除く）	契約の前提条件は、保険契約者（すなわち、債券発行者）が、発生した保険事故によって不利な影響を受けている場合にのみ支払われることである。この場合、債券保有者が保険者となることに留意する。
前払い式葬儀プラン	死亡は確実であるが、死亡がいつ発生するのか、または生命保険の種類によっては、保険でカバーされている期間内に死亡が発生するのかが不確実である。

IFRS 第 17 号が会計方針の選択を認めている保険契約

IFRS 第 17 号は、IFRS 第 17 号または別の IFRS 会計基準のいずれかを以下の契約（保険契約の定義を満たす）に適用することを認めている。

契約の種類	会計方針の選択	例
IFRS 第 17 号 8 項により要求されるすべての条件を満たす定額報酬でのサービス契約（ 定額報酬でのサービス契約 ）	IFRS 第 17 号または IFRS 第 15 号（契約ごとの取消不能の選択） <i>定額報酬契約が IFRS 第 17 号 8 項のすべての条件を満たさない場合、企業は IFRS 第 17 号を適用しなければならないことに留意する。</i>	<ul style="list-style-type: none"> ロードサイド・アシスタンス 保守および修理契約
保険契約の定義を満たしているが、保険事故に対する補償を契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定しているローン契約	IFRS 第 17 号または IFRS 第 9 号（ポートフォリオごとの取消不能の選択）	<ul style="list-style-type: none"> 死亡免除付きの住宅ローン エクイティ・リリース・モーゲージ / ノー・ネガティブ・エクイティ・ギャランティ（NNEG） / ライフタイム・モーゲージ契約 学生ローン契約（収入を条件として返済あり）
金融保証契約（企業が過去において当該契約を保険契約とみなすことを明言して、かつ、保険契約に適用される会計処理を使用している場合）	IFRS 第 17 号または IFRS 第 9 号（選択は契約ごとに利用可能であるが、選択が行われると、その契約については取消不能となる。）	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社が発行した金融保証契約で、過去において、当該契約を保険契約とみなすことを明言していたもの

IFRS 第 17 号から具体的に除外される契約

IFRS 第 17 号 7 項は、（契約が保険契約の定義を満たしている場合でも）IFRS 第 17 号を適用して会計処理することができない契約のリストを規定している。

契約の種類	適用する会計基準	コメント
製造業者、販売業者または小売業者が、顧客への財またはサービスの販売に関して提供した製品保証	IFRS 第 15 号	しかし、財またはサービスの販売に関連して製品保証が発行されていない場合は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる。
従業員給付制度から生じた事業主の資産および負債	IAS 第 19 号「従業員給付」または IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」	従業員給付は、従業員が提供した勤務と交換に、または雇用の終了と交換に企業が与えるすべての形態の対価である。
契約上の権利または契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用または使用権を条件とするもの	IFRS 第 15 号、IAS 第 38 号「無形資産」または IFRS 第 16 号「リース」	例としては、ライセンス料、ロイヤルティ、変動およびその他の条件付のリース料、および類似の項目が含まれる。
製造業者、販売業者または小売業者が提供する残価保証、およびリースに組み込まれている場合の借手の残価保証	IFRS 第 15 号または IFRS 第 16 号	単独の残価保証は、IFRS 第 17 号の適用範囲に含まれる。たとえば、製造業者、販売業者または小売業者以外の企業（保険会社など）によって発行され、保証に基づいて支払われる金額が販売日の資産の状態に依存する残価保証は、保証人を保険リスクに晒す。（IFRS 第 17 号 B8 項）
金融保証契約、ただし、発行者が過去においてこうした契約を保険契約とみなすこと明言していて、保険契約に適用される会計処理を使用している場合は除く。企業が当該主張を行っている場合、IFRS 第 17 号と、IFRS 第 9 号、IAS 第 32 号「金融商品：表示」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」とのいずれかを適用することを選択できる。	IFRS 第 9 号	企業が、そのような契約を保険契約とみなしたと主張し、保険契約に適用される会計方針を使用していたか？企業が過去において当該主張を行っていない場合は、そのような契約に IFRS 第 9 号を適用して会計処理することが要求される。
クレジット・カード契約、または与信もしくは支払いの取決めを提供する類似の契約で、保険契約の定義を満たすもの。ただし、企業が個々の顧客に関連した保険リスクの評価を反映していない場合で、かつ IFRS 第 9 号が組み込まれた保険要素の分離を要求しない場合あり、かつ、その場合にのみに限る。	IFRS 第 9 号	しかし <ul style="list-style-type: none"> 個々のリスクの評価を反映するように価格設定されたクレジット・カードは、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる。 保険カバーがクレジット・カードの契約条件である場合、当該要素を分離して、IFRS 第 17 号を適用して会計処理しなければならない。
企業結合で支払うかまたは受け取る条件付対価	IFRS 第 3 号「企業結合」	
企業が保険契約者である保険契約。ただし、再保険契約である場合を除く。		IFRS 第 17 号は、保険契約者による会計処理を取り扱っていない。

結論

IFRS 第 17 号は、重大な保険リスクを移転する発行した契約を捕捉する非常に複雑な会計基準である。このような契約は、IFRS 第 17 号より前に保険会計を適用していない非保険会社を含むすべての企業が発行することが可能である。したがって、企業は、この新しい基準の適用を支援するために、アクチュアリーおよび会計士のような専門家によるサポートを必要としている。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 7 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または “Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者 に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について 責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務 などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および それらの関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301